

松江市告示第 81 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、次の区域を指定区域として指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 25 日

松江市長 松浦 正敬

指定区域	埋立地の区分
松江市東長江町 924 番、924 番続 2、924 番 6 の一部、926 番 1、926 番 2、927 番、927 番 1、927 番 2、927 番 3、928 番、929 番、930 番、931 番、932 番 1 の一部、933 番、933 番続 1 の一部、934 番 2 の一部、934 番 3、934 番 4 の一部、935 番の一部、1271 番 1 の一部、1271 番 2 の一部、1272 番 4 の一部、1277 番 2 の一部、1278 番 2 の一部、1286 番 4、1286 番 5 の一部、1286 番 7 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 2 号